

投資家向け説明資料

住友商事 (8053:東1)

パリ協定目標と整合した事業戦略を求める マーケット・フォースの株主提案

312 Smith Street
Collingwood VIC 3066
contact@marketforces.org.au
WWW.MARKETFORCES.ORG.AU

2021年5月31日

本資料は、住友商事株式会社（以下、「住友商事」）が先日公表した方針について情報を提供し、また、6月に開催される同社の株主総会に向けてマーケット・フォースが提出した株主提案（以下、「本株主提案」または「本提案」）について、投資家の皆様に説明するものです。

本資料にある情報は、2021年3月29日の投資家向け説明資料の追加情報となります。

提案内容及び目的

環境金融NGOであるマーケット・フォースは2021年3月26日、住友商事に対し株主提案を提出しました。本株主提案では、住友商事に対し、事業戦略をパリ協定目標と整合させることを求めています。住友商事の現在の開示、事業投資、方針、及び化石燃料や他の炭素集約的な事業への関与の見込みなどからは、同社が気候関連リスクを十分評価・管理しているとは判断できず、改善のためにも、本提案への投資家の皆様の賛同が求められます。住友商事は2021年5月7日に公表した「気候変動問題への取組」見直し¹にていくつかの方針強化を示しましたが、見直し内容は依然、パリ協定と整合と判断するには不十分なままとなっています。

本案件は住友商事の定款を変更する議案として提出されています。日本の会社法では、株主が提案権を有するのは議決権を行使できる事項に限られており、株主が議決権を行使できるのは、会社法又は対象会社の定款に定められた株主総会決議事項に限られます。²定款変更はこれに含まれます。つまり、パリ協定との整合性ある戦略策定を求める株主提案は、定款変更の形式を取らないと不適法却下される可能性が極めて高いと言えます。³2020年に日本で提出された株主提案の66%にのぼる38件が定款変更の形式による株主提案でした。⁴

住友商事へ提出した本提案の内容は以下の通りです。

議案（第5号議案）

定款の一部変更の件（パリ協定の目標に沿った事業活動のための事業戦略を記載した計画の策定、及び開示）

¹ 住友商事、2021年5月7日：<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/release/2021/group/14700>.

² 会社法（2005年法律第86号）：

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?vm=04&re=01&id=320>

³ ClientEarth, Shareholder Climate Proposals in Japan, 25 March 2021, online:

<https://www.clientearth.org/media/za2htvt/shareholder-proposal-on-climate-in-japan.pdf>

⁴ Jun Usami, Arthur M. Mitchell, Nels Hansen, Yilin Zhu, Mizuki Hyuga, White & Case, 'Japan's 2020 Proxy Season Results Announced (Shareholder Activism Update)', July 2020, online:

<https://www.whitecase.com/publications/alert/japans-2020-proxy-season-results-announced?s=Japan%27s%202020%20proxy%20season>.

提案の内容

「当社が気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同していることに留意し、当社は、石炭、石油、ガス事業関連資産の保有量、事業規模をパリ協定の目標に沿ったものにするための指標と短期、中期、長期の目標を含む事業戦略を記載した計画を決定し、年次報告書にて開示する。」という条項を、定款に規定する。

住友商事の取締役会は、本提案に対し反対する意見を表明⁵しておりますが、以下の理由により、マーケット・フォースは6月の株主総会での決議を求めるべく、本提案を維持いたします。

住友商事の方針見直し・新コミットメントは一定の改善が見られるもののパリ協定と整合していない

下表は、住友商事の気候変動に関するコミットメント及び目標⁶を、国際エネルギー機関（IEA）が2021年5月18日公表した「2050年までに実質ゼロを達成するための工程表」⁷の鍵となる工程を比較するものです。住友商事は2050年までのカーボンニュートラル化にコミットしているため、IEAの工程表は住友商事のコミットメントを比較・対比する上で有益な目安となります。

IEAの2050年実質ゼロ工程表	住友商事の方針見直し及びコミットメント	2050年実質ゼロと整合？
化石燃料の採掘 ⁸		
2021年以降、既に開発許可が下りているものを除き、一般炭（発電用）の新規採掘・拡張は行わない。	「今後新規の権益取得は行わず、2030年に一般炭鉱山持分生産量ゼロを目指す。」	整合
2021年以降、既に開発許可が下りているものを除き、原料炭の新規採掘・拡張は行わない。	コミットメント、方針無し。	整合せず
2021年以降、既に開発許可が下りているものを除き、石油・ガスの新規採掘	コミットメント、方針無し。	整合せず

⁵ 住友商事、2021年5月14日：<https://www.sumitomocorp.com/-/media/Files/hq/news/release/2021/14770/0514.pdf?la=ja>.

⁶ 住友商事、2021年5月7日：<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/release/2021/group/14700>.

⁷ International Energy Agency (IEA), "Net Zero by 2050 A Roadmap for the Global Energy Sector," 18 May 2021, online: <https://iea.blob.core.windows.net/assets/0716bb9a-6138-4918-8023-cb24caa47794/NetZeroBy2050-ARoadmapfortheGlobalEnergySector.pdf>

⁸ IEA, 2021, Fig 4.1 (p.154)

・拡張は行わない。		
石炭火力発電所の建設⁹		
2021年以降、排出削減対策無しの新規石炭火力発電所の建設は許容されない。	「新規の発電事業・建設工事請負には取り組まない。」 しかし、まだ環境影響評価を終わっていないマタバリ3号機及び4号機（フェーズ2）への参画の可能性を残す。	整合せず
2030年までに達成すべき発電に起因するCO₂排出削減¹⁰		
2030年までに、発電に起因するCO ₂ 排出を半減しなければならない（2020年比）。	「発電事業のCO ₂ 排出量を 2035年 までに40%以上削減」 このコミットメントは、2030年までに発電に起因するCO ₂ 排出を半減させる工程と整合しない。	整合せず
	「石炭火力発電事業については、 (2035年までに) 60%以上削減 （2019年比）」 このコミットメントは、2040年までに発電に起因する排出を実質ゼロにする目標と整合しない。	整合せず
2030年までに達成すべき石炭火力発電所の段階的廃止¹¹		
2030年までに、先進国における排出削減対策無し石炭発電所を段階的に廃止する。	「2040年代後半には、全ての事業を終え、石炭火力発電事業から撤退する。」	整合せず
2030年までに、全世界で非効率な石炭発電所を段階的に廃止する。		整合せず
2040年までに達成すべき発電に起因するCO₂排出削減¹²		

⁹ IEA, 2021, Fig 4.1 (p.154)

¹⁰ IEA, 2021, Fig 3.1 (p.102); 4.1 (p.154)

¹¹ IEA, 2021, Fig 4.1 (p.154)

¹² IEA, 2021, Fig 3.1 (p.102); 4.1 (p.154)

2040年までに、全世界の発電に起因する排出を実質ゼロにする。	目標設定無し。石炭及びガス発電所ともに2040年以降も稼働を計画。	整合せず
2040年までに達成すべき石油及び石炭火力発電所の段階的廃止¹³		
2040年までに、全世界における排出削減対策無しの石油及び石炭火力発電所を段階的に廃止する。	「2040年代後半には、全ての事業を終え、石炭火力発電事業から撤退する。」	整合せず
全世界¹⁴/住友商事グループのCO₂排出削減		
2020年から2035年の間、世界経済全体のCO ₂ 排出を61.7%削減しなければならない。	「グループのCO ₂ 排出量を、2035年までに50%以上削減（2019年比）」	整合せず
再生可能エネルギー拡張の可能性¹⁵		
2030年までに、再生可能エネルギー容量は7310ギガワット増加する必要がある。 ¹⁶ これは現在の容量の3倍以上となっている。また、2030年以降毎年、太陽光発電を1020ギガワット追加する必要がある。	住友商事は2030年までに再生可能エネルギーによる発電容量を倍増させ、合計3ギガワットを目指す。 住友商事が再生可能エネルギー拡大について控え目であることによって、特に、発展途上のアジア諸国における大きな機会を逃すことになり兼ねない。アジア地域の再生可能エネルギー需要については注15を参照。	整合せず

本株主提案に賛同すべき合理的理由

- 住友商事はカーボンニュートラル化を達成するために、中間排出削減目標を数個設定した。しかし、これらの目標は、科学が求める目標に及ばない。
 - 上記の表にて示した通り、住友商事が設定した中間目標及び指標は、世界の気温上昇を1.5度に抑える道筋と整合していません。
 - 住友商事は、スコープ1、2、3排出の削減を計画していますが、グループの事業活動に伴う直接的な排出、持分法適用の「火力発電事業」及び「化石

¹³ IEA, 2021, Fig 4.1 (p.154)

¹⁴ IEA, 2021, Fig 4.1 (p.154)

¹⁵ IEA, 2021, Fig 3.2 (p.117); Fig 4.1 (p.154); Table A.3 (p.198)

¹⁶ 2020年から2030年の間、アジア太平洋地域の再生可能エネルギー容量は2,000ギガワットに拡大すると見込まれている。 <https://www.bcg.com/publications/2021/asia-pacific-renewable-energy-opportunities> 参照。

燃料権益事業」の上流部分に限られており¹⁷、化石燃料関連事業の下流部分や他の炭素集約的事業からの排出削減は対象外となっています。

2. 住友商事の石炭火力発電事業の段階的廃止はパリ協定に整合していない。

- 住友商事は、石炭火力発電所の新設に関して極めて大きな抜け穴を塞がず、バングラデシュのマタバリ石炭火力発電事業フェーズ2（3号機及び4号機）への参画可能性を残しています。IEAの工程表は、今後、排出削減対策無しの石炭火力発電所の新設（及び既存施設の拡張）は許容されないことを明記しています。
- 住友商事は、石炭火力発電事業からの撤退を2040年代後半まで先延ばしする予定です。これは、排出削減対策無しの石炭火力発電所は2040年までに段階的廃止することを示すIEAの工程表から著しく逸脱するものです。

3. 住友商事の石炭火力発電事業への関与は、同社を財務リスク及び評判リスクにさらすだけでなく、パリ協定の気候目標に向けた国際的な取り組みの足かせにもなる。

- 住友商事は石炭火力発電所を保有しています。¹⁸これらの事業は、2040年を超えて温室効果ガス排出源を固定化するものです。2040年は、全世界ですべての石炭火力発電所を廃止することが求められる期限であり、住友商事は大きな座礁資産リスク及び評判リスクを負うことになります。
- さらに、住友商事は現在、石炭火力発電所の建設請負業者としても参画しています。¹⁹これらの中には、大きな問題となっているバングラデシュのマタバリ1号機・2号機（フェーズ1）が含まれます。住友商事はこれらの事業に出資がないため、温室効果ガス排出量は同社の排出削減目標に含まれていません。しかし、この種の炭素計算上「帳簿外」となるカーボンフットプリントが、パリ協定目標の達成に向けた国際的な取り組みの足かせになるのです。
- 住友商事は大手総合商社の中で唯一、2020年度最終損益が1531億円の赤字となりました。赤字のうち800億円の損失が電力関連となっています（260億円の損失は住友商事が50%保有する石炭火力発電所の減損処理に伴うもの、540億円の損失は複数の発電所建設工事遅延に伴うものとなっています）。²⁰

¹⁷ 住友商事、2021年5月7日：<https://www.sumitomocorp.com/ja/jp/news/release/2021/group/14700>.

¹⁸ 完成済みのインドネシアのタンジュンジャティB第1号機から第4号機（2.64GW）、建設中の第5号機、第6号機（2GW）、及び建設中のベトナムのバンフォン1（1.32GW）を含む。住友商事の以下のリリースを参照。タンジュンジャティB第1号機から第4号機 <https://www.sumitomocorp.com/en/jp/news/release/2012/group/20120207>；タンジュンジャティB第5号機、第6号機 https://www.sumitomocorp.com/en/jp/news/release/2017/group/20170331_2；バンフォン1 <https://www.sumitomocorp.com/en/jp/news/release/2019/group/12310>.

¹⁹ 住友商事が建設請負で参画する他の石炭火力発電事業には、マレーシアの3A発電所（1GW）及びベトナムのDuyen Hai発電所（1.86GW）が含まれます。

²⁰ 住友商事、通期決算発表/決算説明会プレゼンテーション資料：https://www.sumitomocorp.com/-/media/Files/hq/ir/report/summary/2020/2103-Presentation_PKwF5.pdf?la=ja.

- 2020年度決算発表後、発電所建設工事遅延に伴う540億円の損失について「金額が大きい」ため、複数の投資家が質疑応答の中で懸念を表明していました。²¹
- バングラデシュのマタバリ石炭火力発電事業フェーズ1は、化石燃料関連の活動に伴い住友商事が直面する財務リスクの例となっています。3年半の工期延長の必要性和約20億ドルのコスト超過は建設を請け負う住友商事にとっても大きな財務負担となっています。²²住友商事がマタバリ3号機・4号機（フェーズ2）に参画した場合、同種の工事遅延やコスト超過が発生し、建設請負に伴う財務リスクを高め得る点について、投資家は慎重に検討する必要があります。

4. 住友商事と従来型の対話を行ってきたにも関わらず、十分な成果が得られていない

- 2019年の終わりから、マーケット・フォースとその協力関係にある各団体は、住友商事の気候リスク管理、並びにバングラデシュのマタバリ石炭火力発電事業フェーズ1への参画に関する問題を提起するため、住友商事に直接働きかけを行って来ました。働きかけは、3つの要請書、並びに同社との5回に及ぶ対話を通して行ってきました。本株主提案の提出後も対話を継続し、住友商事が一定の条件を満たした場合には、提案を取り下げることにも視野に、話し合いに臨みました。詳細は別紙をご覧ください。
- こうした働きかけにも関わらず、住友商事はビジネスモデルや投資をパリ協定の気候目標に沿うものにするには至っておりません。

まとめ

- マーケット・フォースは、住友商事が中間目標の設定やコミットメントを通して、気候変動問題に対する取り組み方針を強化したことは認識するものです。しかし、住友商事も、方針見直しの内容が、本株主提案を取り下げるため提示した条件には至っていないことを認めています。
- 住友商事が改定した方針と2050年実質ゼロへの道筋との間の大きな溝が示す通り、気候変動がもたらす財務リスクを管理する上で同社の方針は不十分なままです。
- 従ってマーケット・フォースは、6月の株主総会で決議するため、本株主提案を維持いたします。
- 住友商事の事業戦略を、パリ協定目標と整合させ、気候変動がもたらす移行リスクの管理を改善するためにも、投資家の皆様の本提案へのご支援が必要となります。マーケット・フォースは投資家の皆様に、以下の点につきご協力をお願いいたします。
 - 本説明資料で挙げた点について住友商事へ改善の働きかけ

²¹ 住友商事、通期決算説明会 主な質疑応答：<https://www.sumitomocorp.com/-/media/Files/hq/ir/report/summary/2020/2103-QA-0507.pdf?la=ja>.

²² Financial Express , 22 April 2021, online: <https://thefinancialexpress.com.bd/trade/matarbari-fast-track-power-project-in-need-of-more-fund-and-time-1619061317>.

- 本株主提案への賛同、また、
- 6月の株主総会に先立ち、本提案へ賛同する意思の表明。

連絡先

マーケット・フォース (Market Forces) www.marketforces.org.au

担当者

福澤 恵 E-mail: [megu.fukuzawa\[@\]marketforces.org.au](mailto:megu.fukuzawa[@]marketforces.org.au)

鈴木幸子 E-mail: [sachiko.suzuki\[@\]marketforces.org.au](mailto:sachiko.suzuki[@]marketforces.org.au)

別紙 - 株主提案取り下げ条件として住友商事に示した内容

マーケット・フォースは対話を通して住友商事に対し、以下の条件が満たされれば株主提案を取り下げる意思を明確に示していました（下線部は最低条件）。

- a. 事業戦略をパリ協定（1.5度）に整合するための指標と目標を即時に設定すること
 - i. 石炭、石油、天然ガスの段階的廃止、あるいは移行に関する短、中、長期の目標設定。また、石炭関連事業及び石炭産業を支援する事業セグメントが撤退を完了するための目標を設定すること。OECD諸国においては2030年までに、その他の地域においては2040年までにフェーズアウトが必要。
 - ii. スコープ1、2、3の排出量削減に関する短、中、長期の目標設定。
 1. 設定した目標をどの程度達成しているかに関して開示を行う。
 2. 全ての目標をパリ協定目標と整合していることを独立機関によって認証を受ける。
 - iii. 関与している全ての発電施設（石炭、天然ガス、石油）の容量を開示。出資分に加えEPC契約分の発電容量も含めた開示を行う。
- b. 化石燃料関連産業の規模を拡大するような石炭、石油、ガスの採掘、及び火力発電所の新設への関与を例外なく即時に中止すること。
 - i. 石炭火力発電に関する方針から例外規定を全て取り除くこと。すなわち、マタバリ石炭火力発電事業フェーズ2やインドラマユ石炭火力発電事業へは参画しないことを意味する。
- c. 1.5度目標達成のためのシナリオ分析を実施。化石燃料およびその他炭素集約的な製品に関連する事業資産や事業セグメントがどの程度耐性があるか、分析結果を開示。

免責事項

共同議決権行使でないこと

この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法の適用における、議決権その他の株主権を共同して行使することの合意又は同意、その取得のための申し込み若しくは承諾を意図したものではありません。疑義をさけるためにさらに強調すれば、それぞれの株主は、議決権その他の株主権を、自らの判断に基づき独立に行使するものであり、議決権その他の株主権の行使の結果が両株主の協議と異なる場合においても、相手方に対する協議の違反により責任が生じるといったことはありません。

議決権代理行使の勧誘でないこと

この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、金融商品取引法、外国為替及び外国貿易法の適用における、議決権の代理行使の勧誘を意図したものではありません。この文書の発信人である株主は、株主総会における議決権の代理行使の委任を勧誘するものではなく、いかなる他の株主からの議決権その他の株主権を代理人として行使することを受任することはありません。

投資の助言でないこと

この文書によるコミュニケーション、あるいはこの文書に関連してなされる口頭でのコミュニケーションは、情報の提供のみを目的とするものであり、金融商品取引法の適用における、有価証券の価値の分析に基づく投資の助言又は投資判断の推奨を意図したものではありません。そのように解釈されてはなりません。